

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 51 年 3 月まで

平成 17 年 6 月に厚生年金保険に加入するまでの約 30 年間、未納が無いように国民年金保険料を納めてきたが、「被保険者記録照会回答票」(社会保険業務センター(当時))をみたところ、国民年金加入期間のうち、14 か月が未納とされていた。

昭和 51 年ころ、私の父親が私の国民年金への加入手続を行ってくれ、私が婚姻するまでの間は、父親が私と母親の国民年金保険料を納めてくれていた。私の父は、平成 7 年に死亡しており、母は 90 歳の高齢で当時の状況を確認できないほか、申立期間当時の納付の方法や納付した期間・金額などを明らかにする書類は残されていないが、私が婚姻し別居することになった際、父から「お前の国民年金保険料については、加入手続を行った時にさかのぼって納めたし、その後も母親とお前の分をまとめて納めてきた。新たに所帯を持った後も未納の無いように納めなさい。」と言われ、婚姻後は自分で国民年金保険料をすべて納めてきたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、14 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付済み(371 か月、うち前納 60 か月)である。

また、申立人の国民年金保険料を納めていた申立人の父親は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達するまでの国民年金保険料

を完納しているほか、申立人の母親も、国民年金制度発足時の36年4月から満60歳に到達するまでの国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月27日に払い出され50年*月*日(20歳)にさかのぼって資格取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人の父親は、同年12月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、同年4月から同年12月までの現年度分保険料を納付するとともに、52年1月から同年12月までの保険料を前納していることが特殊台帳によって確認できることを踏まえると、当該納付手続時点において、納付意識の高い申立人の父親が、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①に係るA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間②に係る同社D支店における資格喪失日（昭和45年9月28日）及び資格取得日（昭和45年10月21日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額については、昭和40年3月から同年6月までを1万6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、昭和45年9月を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については明らかでないと認められ、申立期間②については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年3月31日から同年7月1日まで
② 昭和45年9月28日から同年10月21日まで

私は、昭和39年3月にA社に入社し、47年3月に同社を退職するまで同社の正社員として継続して勤務した。

同社勤務中は、健康保険証の交付も受けており、毎月、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の記録に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E社から提出された人事記録の記録により、申立人は、昭和39年3月5日から44年2月まで同社F出張所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A社F出張所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないところ、申立人及び同僚の記録から、

同社F出張所に勤務していた従業員については、同社C出張所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認でき、同社C出張所は、昭和40年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人と同様に、A社C出張所において資格を喪失した後、同社D支店において昭和40年7月1日に資格を取得している者が11名確認できることから、申立人と同様に同社D支店に異動せず、勤務地はFで変わっていないとする同僚がいることから、事業主は、同社C出張所が適用事業所でなくなった後は、同社D支店において、厚生年金保険に加入させる手続を行っていたことが推認できる。

さらに、G健康保険組合から提出された被保険者名簿においても、申立人の健康保険組合員としての記録が継続していることが確認できる上、E社は、「厚生年金保険料と健康保険料を一体として給与から控除していたものと思われる。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立人のA社C出張所における資格喪失日は、同社C出張所が適用事業所でなくなった日と同日の昭和40年7月1日と認めることができる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のG健康保険組合の健康保険の記録から、昭和40年3月から同年6月までを1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社D支店において昭和40年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、45年9月28日に資格を喪失後、同年10月21日に同社D支店において再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和45年9月28日にA社D支店から同社H部に異動し、同年10月21日に同社H部から同社I出張所に異動していることが確認できることから、申立人は、申立期間において同一会社に継続して勤務していたことが認められる上、雇用保険の加入記録においても同社に継続して勤務していることが確認

できる。

また、A社I出張所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、同社I出張所への異動日と同日に、申立人は同社D支店で資格を再取得していることから、申立人は、申立期間②においても、継続して同社D支店の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和45年10月の社会保険事務所の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和24年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年9月から22年5月までを150円、22年6月から23年7月までを600円及び23年8月から24年1月までを2,400円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和24年2月1日から同年7月29日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から24年7月29日まで

私の夫は、昭和19年9月ころ、C社(当時、既にA社と合併)に入社し、申立期間も含めて継続して勤務していた。

生前、夫から昭和*年*月*日の大震災の時は、震災で亡くなった方の遺体を運んだと聞いている。

私の夫は、当該事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、C社にD職として

継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下、「旧台帳」という。）をみると、A社の資格喪失日は、昭和21年4月1日と記載されているほか、オンライン記録をみると、21年4月1日に資格喪失後、同日において資格を再取得しており、さらに、資格喪失日が同年9月1日と記録されていることが確認できる。しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「名簿」という。）をみると、申立人の資格喪失年月日の記載は確認できないほか、「標準報酬等級並びに適用年月日」欄には、22年6月1日から23年8月1日までの標準報酬月額の設定に係る記載が確認できる。

さらに、当該名簿の申立人と同一ページにおいて、申立人と同様に昭和22年6月1日から23年8月1日までの標準報酬月額の設定に係る記録が確認できる申立人を含めた3名の備考欄には、「喪失取消」と記載されており、申立人を除く2名の旧台帳をみると、資格喪失日が21年4月1日から24年2月1日に訂正されていることが確認できることから、申立人に係る旧台帳の資格喪失日の訂正漏れの可能性を否定できない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和21年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、申立人のA社における資格喪失日は、前記2人の同僚と同日の24年2月1日と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る名簿の申立人の標準報酬等級の記録から、昭和21年9月から22年5月までを150円、22年6月から23年7月までを600円及び23年8月から24年1月までを2,400円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和24年2月1日から同年7月29日までの期間については、前記のとおり、申立人のC社における勤務が認められるところ、C社は、複数の同僚の供述、商業登記簿謄本及び社会保険事務所（当時）の事業所番号索引簿から、申立期間当時、戦時中の統制でA社に合併された後（合併日は不明）、19年3月31日に同社B支店（以下「B支店」という。）として支店登記され、24年2月1日に社会保険の新規適用事業所となったことが確認できる。

さらに、A社及びB支店の名簿をみると、A社において、昭和17年1月から24年7月までに厚生年金保険被保険者資格を取得している194名のうち、B支店に異動した者が申立人を含め9名確認できるところ、申立人と同じくD職だったことが認められる同僚5人（前記同僚2人のうちの1人を含む。）については、B支店が厚生年金保険の新規適用事業所となった24年2月1日に資格を取得していることが確認でき、被保険者記録に空白

期間は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 24 年 2 月 1 日から同年 7 月 29 日までの間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 7 月の社会保険事務所の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和57年1月から同年4月までは26万円、57年5月から57年9月までは32万円、57年10月から58年4月までは36万円、58年5月から59年3月までは38万円、59年4月から60年11月までは41万円及び60年12月から63年5月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月1日から63年6月1日

私は、昭和46年9月20日から平成5年5月31日までA社に常勤役員として勤務していた。社会保険庁（当時）から送付された「ねんきん定期便」をみたところ、申立期間について、給料支払明細書に記載されている給与支給額よりも低い報酬月額が届出されているが、厚生年金保険料は届出された報酬月額に基づく標準報酬月額よりも高い額で控除されていることが分かった。申立期間に係る給料支払明細書を提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給料支払明細書では、申立期間のうち、昭和57年

1月は26万円、同年5月は32万円、同年10月は36万円、58年5月及び同年12月から59年3月までは38万円、同年4月から60年9月までは41万円、同年12月から61年6月及び同年8月から63年5月までは47万円の標準報酬月額（給与支給額に見合うもの。）に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和60年10月及び同年11月については、給料支払明細書から41万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和57年2月から同年4月、同年6月から9月、同年11月から58年4月、同年6月から同年11月及び61年7月については、給料支払明細書等を所持していないものの、事業主は、毎年8月の決算月後の翌年5月に役員報酬額を定例的に改定していたと証言していることから、申立人の報酬月額は、基本的に毎年5月から翌年4月までは同額であったと考えられ、給料支払明細書において当該期間の前後における保険料控除の実態が上記のとおり確認できることから、当該期間についても同様に報酬月額に基づく保険料控除が継続していたものと推認できる。

また、標準報酬月額については、昭和57年2月から同年4月までは、申立人の同年1月の給料支払明細書から26万円、同年6月から9月までは、同年5月の給料支払明細書から32万円、同年11月から58年4月までは、57年10月の給料支払明細書から36万円、58年6月から同年11月までは、58年5月の給料支払明細書から38万円、61年7月については、同年6月の給料支払明細書から47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事業主は、申立期間当時の関係書類を保存しておらず、申立期間当時、社会保険事務所（当時）にどのような届出を行ったかは不明であると回答している。また、申立期間当時の元事務担当者は、「申立人は、兼務役員であったことから労働者賃金相当部分のみを社会保険事務所に届け出ていたことが考えられる。」と供述しており、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
私は、A社（現在は、B社）に勤務していたが、退職を申し出るとき、10月いっぱいまで退職させてくださいと申し出て、10月末をもって退職した。私自身は、10月31日まで在籍していたと認識しており、厚生年金保険の資格喪失日が10月31日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主は、「申立期間当時、申立人の申立期間に係る社会保険事務所への届出、厚生年金保険料の納付及び申立人からの保険料控除に関しては不明である。また、資格喪失日の取扱いについて、会社として取決めは無い。」と供述している。

しかし、A社に係るオンライン記録により、昭和49年4月から平成21年12月までの期間に、資格喪失日又は退職日（資格喪失日の前日）が月末である者（8名）のうち、当該日が日曜日であった者の状況について調査したところ、申立人のほかに1名（昭和49年4月1日資格喪失）の存在が確認でき、当該者は、「3月いっぱいまで退職させてくださいと申し出て、3月31日は休日のため出勤していないが、4月1日に資格を喪失してい

る。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書における厚生年金保険料の控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から同年 11 月まで

私は、A に在職中の昭和 59 年 7 月 29 日に左手のけがで入院していたところ、会社から同年同月 23 日付けで解雇通知を受けた。入院中であつたが仕方なく健康保険の切替手続を行うために市役所へ出向いた。その際に、厚生年金保険から国民年金へ切替えて保険料を納付しなければ年金がもらえなくなると言われ、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、それぞれの保険料を納めた。

社会保険事務所（当時）に記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金の加入記録が無いとの回答を受けたが、当時、間違いなく国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことを記憶しているので、未加入扱いになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について市役所へ出向き、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、保険料を納めたと主張しているが、申立人に係る市町村の国民健康保険履歴表（電算記録）及び国民年金被保険者納付記録票（電算記録）をみると、申立期間に係る当該資格の得喪記録が確認できない上、オンライン記録も未加入となっていることから、申立期間は、未加入期間であつたため国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない上、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないほか、申立期間に住所地を変更して

いないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年10月1日から20年3月1日まで
②昭和20年6月20日から同年7月20日まで

ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の加入期間に相違があることに気付いた。

私は、高等小学校を卒業後（昭和19年3月）、しばらくしてから徴用の白紙が届いたため、B地区単位的女子挺身隊員として、A社に入社した。入社した時期は、はっきり覚えていないが、冬、雪道を歩いて会社に行った覚えがある。また、退社した時期については、会社がC空襲（昭和*年*月*日）で全焼したため、その始末に数日間出社の後であったと記憶している。

厚生年金保険加入期間が昭和20年3月1日から同年6月20日までの3か月しか無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②当時、申立人が記憶している仕事の内容や雇用形態が同じである同僚の供述から、申立人が女子挺身隊員（B地区）としてA社に勤務していたことが確認できる。

申立期間①について、申立人は、同社における厚生年金保険に加入した時期は、厚生年金保険の適用範囲が女子及び一般事務員に適用拡大された昭和19年10月1日であると主張しているが、前述の同僚は、「私達が同社に入社した時期は、昭和19年12月ごろだったと思う。また、退社したのはC空襲後であった。」と供述しているほか、当該同僚について同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、資格取得日は、申立人

の資格取得日と同一日である昭和20年3月1日であることが確認できる。

また、申立人及び前述の同僚が記憶している女子挺身隊員として同社に勤務していた同郷の同僚6名について厚生年金保険記号番号払出簿をみると、6名全員が、昭和20年3月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該払出簿において、昭和19年6月1日に資格を取得している30名のうち一人は、女学校を19年3月に卒業した直後に入社したとしていることから、同社は、入社から一定期間経過後に厚生年金保険の資格を取得させる取扱いを行っていた状況がうかがえる。

申立期間②について、申立人は、同社を退職した時期は、昭和*年*月*日に発生したC空襲後であったと主張しているが、前述のとおり同郷の地区から同社に入社した6名について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、6名全員がC空襲前の20年6月20日に資格を喪失していることが確認でき、申立人のみが、同年7月20日まで厚生年金保険に加入していたとする積極的な周辺事情は見当たらないほか、申立人の同僚から保険料控除について積極的な供述が得られない。

また、厚生年金保険記号番号払出簿をみると、申立人と同様に昭和20年3月1日に資格を取得した者46名のうち、44名が同年6月20日に資格を喪失していることが確認できることから、同社は、申立期間②当時、特定日にまとめて厚生年金保険の資格を喪失させる取扱いを行っていた状況がうかがえる。

さらに、同社の代表取締役は既に死亡しているほか、同社は昭和20年7月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。